

職員の勤務延長に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第12号

職員の勤務延長に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務延長に関する規則（昭和60年岩手県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号。以下「条例」という。）<u>第4条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務延長（条例第4条第1項の規定に基づき勤務させることをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務延長)</p> <p>第2条 任命権者は、勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。同条第4項の規定に基づき勤務延長の期限を繰り上げる場合における職員の同意についても、同様とする。</p> <p>2 任命権者は、条例第4条第2項の規定に基づき<u>勤務延長の期限の延長について人事委員会の承認を得ようとする場合は</u>、人事委員会が別に定める申請書により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>第3条 任命権者は、勤務延長をされている職員を他の職に異動させようとする場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(辞令書等の交付)</p> <p>第4条 任命権者は次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を明示した辞令書を交付しなければならない。ただし、第5号に該当する場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>勤務延長をされている職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合</u></p> <p>(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号。以下「条例」という。）<u>第12条</u>の規定により、職員の勤務延長（条例第4条第1項の規定に基づき勤務させることをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務延長)</p> <p>第2条 任命権者は、勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合における職員の同意についても、同様とする。</p> <p>2 任命権者は、条例第4条第2項の規定に基づき人事委員会の承認を得ようとする場合は、人事委員会が別に定める申請書により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>第3条 任命権者は、勤務延長をされている職員（以下「<u>勤務延長職員</u>」という。）を他の職に昇任し、降任し、又は転任しようとする場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(辞令書の交付)</p> <p>第4条 任命権者は次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を明示した辞令書を交付しなければならない。ただし、第5号に該当する場合であって、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>勤務延長職員を他の職に昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合</u></p> <p>(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>条例附則第10項の規定により読み替えて適用する条例第4条第1項ただし書の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合については、第2条第2項の規定を準用する。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第38号。以下「改正条例」という。）附則第4項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）とする。
 - （1） 基準日以後に新たに設置された職
 - （2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 3 改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。